

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	危険物の取扱いの技術上の基準の追加		
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号: 03-5253-7524	e-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
評価実施時期	令和元年10月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 ガソリンの容器への詰替え販売に当たっては、危険物の取扱いの技術上の基準として、消防法令に適合し安全性の確認された容器への収納が義務付けられているが、その使用目的等について販売時に確認することは義務付けられていない。 今回の規則改正では、ガソリンスタンド事業者に対し、ガソリン販売時に使用目的等の確認を義務付ける。このような義務付けを行わない場合、犯罪目的など本来の用途以外の目的での購入を看過してしまうおそれがある。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 令和元年7月18日、京都府京都市伏見区において死者36名、負傷者32名(容疑者1名を含まず。)の極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生した。この火災の詳細は調査中であるが、容器に詰め替えて携行したガソリンをまいて火をつけたものとみられている。 これを受け、同月25日、消防庁から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・指定都市消防庁、石油連盟及び全国石油商業組合連合会に対し、①ガソリンの容器への詰替え販売を行う場合には、消防法令に適合した容器を用いて行うなど消防法令の遵守を徹底するとともに、②購入者に対する身分証の確認や使用目的の問いかけ、当該販売記録の作成を行うよう要請を行ったところ。</p> <p>【規制の内容】 今回は、当該要請事項のうち、現行で義務付けされていない上記②について義務化し、同種事案の発生抑止を図るものである。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	改正後は、ガソリンの容器詰替え販売に当たり、①顧客に身分を証明する書類(運転免許証等)の提示を求めるとともに、②顧客から使用目的を聞き取った上で販売し、③いつ誰がどれくらいの量のガソリンを購入したかをPCに入力又は紙に記録して保存するという作業の発生が想定される。このように事務負担は増加するものの、従来の業務に付随して行われるものであるから、人件費等の増加は僅少であると想定される。	
	(行政費用)	国から消防機関等の関係行政機関に対する制度改正の周知・徹底、消防機関等の関係行政機関からガソリンの容器詰替え販売を行うガソリンスタンド事業者への制度改正の周知・徹底を行うほか、ガソリンの容器詰替え販売を行っているガソリンスタンドにおいて適切に本人確認等が行われているかの確認業務が発生する。 この行政費用についても、①前述の本年7月の火災以後、本人確認等の要請を関係各所に既に行っていたことから一定の認知度があること、②新たに義務が生じたガソリンスタンドにおいて適切に本人確認等が行われているかの確認は、各自治体の消防機関が従前危険物施設全般に対して行ってきた立入検査等において追加的に実施するものであることから、限定的といえる。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	使用目的等の確認により、不適切な目的によってガソリンを購入することが抑止され、ひいては重大な火災を抑止し、人的・物的被害を防ぐことができる。	
	(副次的・波及的な影響)	今回の改正で、ガソリンスタンド事業者に対する義務付けに伴い、顧客自身も身分証等の提示と使用目的の回答が求められることを通じて、ガソリンの危険性に関する理解の醸成とともに、本年7月に発生したような重大な人的被害を伴う火災の抑止につながる事が期待される。	
費用と効果(便益)の関係	今回の改正で新たに発生する遵守費用や行政費用は限定的である一方で、不適切な目的によるガソリンの購入、ひいては、重大な人的・物的損失を伴う火災の発生の抑止が図られるという効果が得られることに鑑みると、便益が費用を上回るものと考えられることから、規制の拡充は妥当であると言える。		
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 検討段階やコンサルテーション段階で事前評価を実施していない。		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 事業者等へのヒアリングを通じて、本人確認等の一連の作業において支障があるとすればそれは何かを把握し、必要な検討を行う。</p>		
備考			